平成21年度より町営住宅の制度が変わります

平成２１年４月より、公営住宅法施行令の一部が改正され、これに伴い町営住宅に入居できる条件や入居後の家賃制度が見直されますのでお知らせします。

これから町営住宅に入居を希望される方、あるいは既に町営住宅にお住まいの皆様には、何卒ご理解をいただきますようお願いします。

◎　町営住宅に入居できる収入基準

入居基準の見直しにより、下記の基準額を超える方は入居申込みが出来なくなります。

	改　正　前（現在）	改正後（平成２１年４月～）
一　般　申　込　者	政令月収２００，０００円	政令月収１５８，０００円
裁量階層対象者	政令月収２６８，０００円	政令月収２１４，０００円

※裁量階層対象者とは

高　齢　者・・・入居者・同居者のいずれもが６０歳以上

障　害　者・・・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳・療育手帳のいずれかを所持する者

子育て世帯・・・同居し扶養している小学校就学前の子供がいる世帯

※政令月収とは

例えば給与所得者の場合、所得証明書等に記載されている給与取得控除後の「給与所得の額」から世帯構成に応じた所定の額を控除した後、月額換算した金額です。

◎　収入超過者・高額所得者の基準

	改　正　前（現在）	改正後（平成２１年４月～）
収入超過者		
一　般　申　込　者	政令月収２００，０００円	政令月収１５８，０００円
裁量階層対象者	政令月収２６８，０００円	政令月収２１４，０００円
高額所得者	政令月収３９７，０００円	政令月収３１３，０００円

※収入超過者とは

町営住宅に引き続き３年以上入居し、政令月収を超える者

※高額所得者とは

町営住宅に引き続き５年以上入居し、最近２年間引き続き政令月収を超える者

◎　家賃制度の見直し

町営住宅家賃＝（A）家賃算定基礎額　×　市町村立地係数　×（B）規模係数
×　経過年数係数　×　利便性係数

（A）家賃算定基礎額

改　正　前（現在）			改正後（平成２１年４月～）		
家賃算定基礎額	政　令　月　収		収入分位	政　令　月　収	家賃算定基礎額
37,100 円	0 ～ 123,000 円		Ⅰ	0 ～ 104,000 円	34,400 円
45,000 円	123,001 ～ 153,000 円		Ⅱ	104,001 ～ 123,000 円	39,700 円
53,200 円	153,001 ～ 178,000 円		Ⅲ	123,001 ～ 139,000 円	45,400 円
61,400 円	178,001 ～ 200,000 円		Ⅳ	139,001 ～ 158,000 円	51,200 円
70,900 円	200,001 ～ 238,000 円		Ⅴ	158,001 ～ 186,000 円	58,500 円
81,400 円	238,001 ～ 268,000 円		Ⅵ	186,001 ～ 214,000 円	67,500 円
94,100 円	268,001 ～ 322,000 円		Ⅶ	214,001 ～ 259,000 円	79,000 円
107,700 円	322,001	以上	Ⅷ	259,001	以上 91,100 円

（B）規模係数

改　正　前（現在）	改正後（平成２１年４月～）
住宅の専用面積　÷　７０	住宅の専用面積　÷　６５

※　収入分位と連動して家賃算定基礎額を見直すため、全ての入居者の家賃が増減する可能性があります。

◎　経過措置

新制度家賃への移行

既に町営住宅に入居している方については、改正後の新家賃が平成２０年度家賃を上回る場合は、急な負担増を避けるため、５年かけて新家賃に移行します。

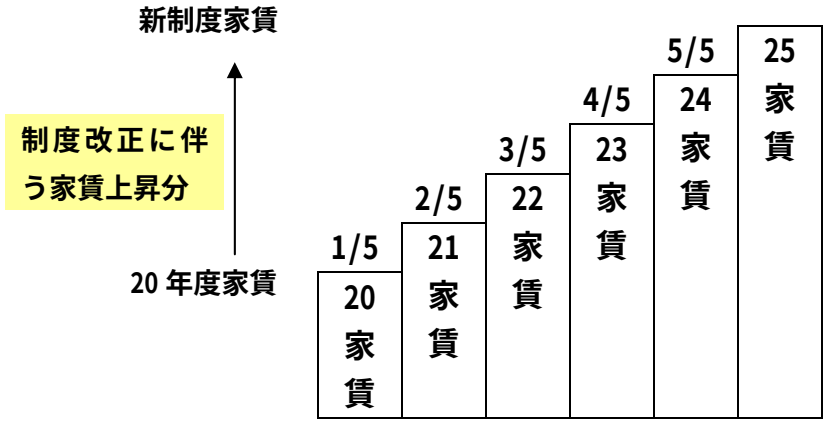

※５年間かけて新家賃に移行（激変緩和措置）

※新家賃が２０年度家賃を下回るか、同額となった場合は、新家賃をそのまま適用する。

※　収入超過者・高額所得者

既に町営住宅に入居している方については、制度改正後５年間は、改正前の収入基準により収入超過者・高額所得者と認定し、現行の認定基準を超えない限り、新たに収入超過者・高額所得者と認定されることはありません。

不明な点は建設課建築係までお問い合わせください。（電話５２－２１７９）